彦根市役所の組織が一部変わります

新たな行政課題に適切に対応し、効率的な行政運営を行うため、4月1日から組織を一部変更しました。

【設置】

▼**市長直轄組織**

市の国際化を目標に、世界遺産登録を目指す都市にふさわしいまちづくりを推進するため、企画振興部シティプロモーション推進室と秘書政策課の事務を移管し、市長直轄組織を設置しました。

シティプロモーション推進室を「シティプロモーション推進課」に、秘書政策課を「秘書広報課」に名称を改めました。

▼**企画課女性活躍推進室**

女性の活躍推進にかかる事務を行うため、市民環境部人権政策課で所管していた男女共同参画にかかる事務を企画振興部企画課に移管し、同課内に「女性活躍推進室」を設置しました。

また、これまで企画課で所管していた働き方改革にかかる事務を、総務部人事課に移管しました。

▼**発達支援センター**

年齢や発達の程度に応じて、乳幼児期から成人期まで一貫した支援を行うため、発達支援室と子ども療育センターを統合し、「発達支援センター」を設置しました（同センターの詳しい業務内容は、広報ひこね4月1日号をご覧ください）。

▼**生涯スポーツ係（保健体育課）**

生涯スポーツ振興を推進するため、教育委員会事務局教育部保健体育課内に生涯スポーツ係を設置しました。これまで市民体育センター（3月31日閉館）で実施していたスポーツ教室などの業務も行います。

【廃止】

▼**彦根城築城410年祭推進室**

国宝・彦根城築城410年祭の閉幕に伴い、企画振興部に設置していた彦根城築城410年祭推進室を廃止しました。

▼**臨時給付金支給室**

臨時給付金支給事業の終了に伴い、福祉保健部に設置していた臨時給付金支給室を廃止しました。

問い合わせ先 ㊐人事課☎30-6106番、FAX22-1398番

祝日のごみ等収集

5月3日（木・祝）、同4日（金・祝）はごみ等の収集を行います。ただし、びん・缶の収集はありませんのでご注意ください。詳しくは、「ごみ等の収集カレンダー」をご確認ください。

地域の行事（祭りなど）で、ごみ等の収集業務に支障が出ないようにご協力をお願いします。ごみ集積所の前には、車などを駐車しないでください。

問い合わせ先 ㊐清掃センター☎22-2734番、FAX24-7787番

月　日	5月3日（木・祝）	4日（金・祝）
ごみ等の収集	収集あり	収集あり
	びん・缶の収集なし	
清掃センターへの直接搬入	不　可	不　可

土砂災害（特別）警戒区域を追加指定しました

土砂災害から命を守るために、土砂災害防止法に基づく「土砂災害警戒区域」と「土砂災害特別警戒区域」を追加指定しました。

該当区域

▼清崎町、野田山町　各1か所（土砂災害特別警戒区域を含む警戒区域〈土石流〉）

土砂災害警戒区域に指定されると、市が警戒避難体制の整備を行います。

土砂災害特別警戒区域では、特定の開発行為に対して許可が必要になったり、建築物の構造の規制や移転勧告が行われたりします。

詳しくはお問い合わせいただくか、彦根市ホームページをご覧ください。

問い合わせ先 ㊐道路河川課☎30-6122番、FAX24-5211番、㊐湖東土木事務所河川砂防課☎27-2249番

警戒避難体制の整備に関すること ㊐危機管理室☎30-6150番、FAX23-1777番

マイナンバーカード交付休日開庁日

マイナンバーカードを交付するため、休日開庁を行います。

日時　4月29日（日・祝）　午前9時30分～午後1時（受付時間：午前9時30分～午後0時30分）

問い合わせ先 ㊐市民課☎30-6111番、FAX22-1398番

コンビニ交付サービスの一時停止

システムメンテナンスのため、次のとおり証明書のコンビニ交付サービスを一時停止します。

▼4月28日㈯　午前6時30分～同29日（日・祝）　午後11時

問い合わせ先 ㊐市民課☎30-6111番、FAX22-1398番

高齢者のはり・きゅう・マッサージ施術費の一部助成を行っています

対象　次の全てに該当する人

▼65歳以上で市の介護保険被保険者

▼施術を開始した日の要介護状態区分が要支援1以上の人、または介護予防・生活支援サービス事業対象者の人

▼介護保険料の滞納がない人

▼市の指定した施術所で、おおむね週1回の施術を連続で9回受けた人

対象費用　施術に要した施術費および往診料（医療保険適用外のものに限る）

給付金額　対象費用のうち、最終の施術から遡って3回分の費用の合計額（上限額は下表のとおり）

対象費用の区分	施術1回あたりの上限額	1年度あたりの上限額
施術費	3,000円	9,000円
往診料	1,800円	5,400円

申請方法　㊐介護福祉課または市の指定施術所にある申請書の表面に必要事項を書いて、裏面に施術所から施術の証明を得た上で、直接窓口か郵送で申請してください。

※申請書は彦根市ホームページからもダウンロードできます。

提出先・問い合わせ先　㊐介護福祉課（〒522-0041　平田町670　㊐福祉センター2階）☎23-9660番、FAX26-1768番

ストップ！農業濁水

代かきや田植えの時期が近づいてきました。

この時期、農作業による濁水が流出すると、琵琶湖の水質を悪化させ、魚などの生き物が住みにくくなります。

地域ぐるみで濁水防止に取り組まれていますが、農業者一人ひとりの心がけも重要です。

次の事項を実践し、水田から農業濁水を流さないようにしましょう。

▼けい畔（あぜ）の点検、あぜ塗り、あぜシートの設置などをして、水漏れを防ぎましょう。

▼代かきは、浅水で行いましょう。

▼水の管理は計画的に行い、田植え前の強制落水は絶対にやめましょう。

問い合わせ先　㊐農林水産課☎30-6118番、FAX24-9676番

意見公募手続制度 ご意見をお待ちしています

彦根市災害廃棄物処理計画（素案）

内容　災害時に発生する廃棄物の処理を迅速かつ適切に実施するため、発災時の廃棄物処理体制を平常時から構築することを目的とする同計画を策定します。

素案の公開場所　㊐生活環境課（彦根駅西口仮庁舎3階）、情報公開コーナー（彦根駅西口仮庁舎3階）、支所、各出張所、彦根市ホームページ

素案の公開期間と意見の提出期間　4月16日㈪～5月16日㈬（必着）

提出方法　㊐生活環境課に直接お持ちいただくか、郵送、FAX、メールで提出してください。

提出・問い合わせ先　㊐生活環境課ごみ減量・資源化推進室（〒522-0074　大東町2-28）☎30-6116番、FAX27-0395番、✉gomigenryou@ma.city.hikone.shiga.jp

意見の提出用紙は、各公開場所にあります。彦根市ホームページからも様式をダウンロードできます。

お寄せいただいたご意見などは、意見に対する彦根市の考え方とともに整理した上で、彦根市ホームページなどで公表します。
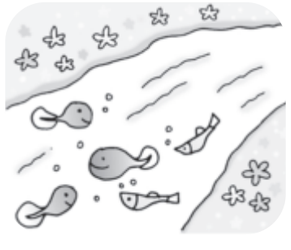
お寄せいただいたご意見に対して、個別に回答はしませんので、あらかじめご了承ください。